

# 平成31年4月から 文化芸術事業に関する補助制度を創設します

平成31年4月から市施設使用料の後援による減免制度が廃止されます。  
それに代わる制度として、文化芸術事業の実施に要する市施設使用料の一部を補助する制度を創設します。  
本制度により、幅広い世代の市民が参画できる多様な文化芸術活動を促進させ、市民文化のさらなる醸成を推進します。

## 運用開始日

平成31年（2019年）4月1日～

## 補助対象者

市の文化芸術振興に寄与する団体又は個人

## 補助対象事業

文化芸術の振興を目的に実施される公演、発表会、展示会、講演会等の事業  
※ 市から施設使用料に関する他の助成、減免を受ける事業は対象外

## 補助対象経費・金額

市施設使用料（付属設備使用料を含む）の30%

## 補助金の交付申請等

項目	申請・請求時期	提出先等
交付申請	事業実施の1箇月前まで	必要書類を文化国際課へ提出
請求	事業実施後1箇月以内	

- ※ 平成31年度予算成立前のため、補助内容等に変更が生じる可能性があります。
- ※ 正式な申請書類は平成31年3月に公表予定です。

【問い合わせ】姫路市文化国際課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2098